

2021 年 12 月 28 日

受益者の皆さまへ

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

信用リスク集中回避のための投資制限にかかる対応について

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

下記ファンドにおきまして、一般社団法人投資信託協会の定める「投資信託等の運用に関する規則」第 17 条の 2 に規定する信用リスク集中回避のための投資制限（「株式等エクスポージャー」の投資信託財産の純資産総額に対する比率が 10%を超えることのないように運用すること（※））を超過したため、同規定に従い、基準値以内となるように調整しました。

同協会の定める「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第 19 条の 2 の規定に基づき、ここにお知らせいたします。

（※）信用リスク集中回避のための投資制限の例外規定では、「特化型運用」を定めており、「信用リスク集中回避のための投資制限」の割合（10%）を超えて特定の「支配的な銘柄」に集中投資する場合においても投資信託財産の純資産総額に対する比率が 35%を超えることのないように運用を行うこととされています。下記ファンドは、「特化型運用」を行っておりますが、「支配的な銘柄」に該当しない対象発行体等については、「株式等エクスポージャー」の投資信託財産の純資産総額に対する比率の基準値は 10%となります。

記

ファンド名	対象発行体等	超過日（比率）	調整終了日
グローイング台湾株式ファンド	Unimicron Technology Corp	2021 年 11 月 1 日 (10.04%)	2021 年 11 月 4 日

以 上